

# 諸外国における行政記録の活用例

2008年2月

○「官庁統計の基本原則」（1994年国際連合(統計委員会採択)）

原則5. 統計を作成するためのデータは、統計調査又は行政記録などすべての種類のデータ源から入手することができる。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からデータ源を選定しなければならない。

○行政記録を活用するための根拠規定の例

カナダ	フランス	ドイツ	ニュージーランド
カナダの統計に関する法律 (略称：統計法)	統計資料に係る義務、調整、及び 秘密に関する法律	連邦の用に供する統計に関する法 律（連邦統計法）	1975年統計法
<p>第3条（カナダ統計局） カナダ統計局に（略）次の各号 の職務を所掌させる。</p> <p>② <u>他の行政機関と協力し、統計情報（当該行政機関の業務を通じて取得される統計を含む）を収集し、加工し、及び公表すること。</u></p> <p>第13条（記録へのアクセス） 行政機関、地方自治体、法人組織、企業、若しくはその他組織に保持されている文書又は記録であつて、本法の目的で必要となる<u>情報、当該情報の補完又は修正の支援に使用できる情報については、その管理者は、当該目的のために統計局長が当該情報の取得権限を付与した者に対して当該情報へのアクセス権を付与しなければならない。</u></p>	<p>第7条第2項 公務、公法上の法人または公共サービスを行う私法上の法人がその職務として収集した、<u>自然人に関する情報（性的生活に関するデータを除く）及び法人に関する情報については、INSEE担当大臣が国家統計情報審議会の助言により要請した場合には、他の法令に反しない限り、統計を作成する目的に限り、INSEE又は各省統計部に提供されなければならない。</u></p> <p>前パラグラフに規定する条件の下に収集された個人の健康に関する情報については、保健大臣からの要請があつた場合には、公共保健に関する統計を作成する又は保健社会保護制度の払い戻し制度の目的に限り、INSEE又は公共保健政策の実施及び評価に参画する各省統計部局に対して提供されなければならない。この対象人口に対しては、さらに、第2条の承認を得た標本調査を行うことができる。</p> <p>前パラグラフの条件により収集された個人の健康に関する情報は、どのような場合においても個人の特定を許してはならない。</p>	<p>第3条（連邦統計局の責務） (2) <u>州統計部局及び連邦統計の編集を委任されたその他の機関は、要請があれば連邦統計局に対し、それが第1項第1号(a)に従った連邦統計の方法論的、技術的準備及びさらなる発展にとって、又は第1項第2号(b)に従った処理作業の実施にとって必要である限りにおいて、個々のデータを提供する。超国家的、国際的領域における連邦統計局の対応する任務の遂行についても同様とする。</u></p>	<p>第4条（官庁統計の種類） 以下のいずれか又はすべての種類の官庁統計を作成できるようにするため、<u>情報を提供すべき立場にあるなんびとも情報を求めることができる。</u></p> <p>(a) 人口及び住居、（略） ： （略） ： (o) 経済、金融、生産その他企業（公共行政機関、ニュージーランド行政府及び地方当局を含む）に関する事項。 （略） (p) その他類似の事項及びこの法律に基づく規則に定めるその他事項。</p>

フィンランド	ノルウェー
統計法	官庁統計及びノルウェー統計局に関する法律(統計法)、統計法の実施・補足に関する規則
<p>第11条（データの提供義務）  (1) <u>国の行政機関は、秘密保持に関する規定にかかわらず、フィンランド統計局に対し、国家安全保障上の理由により又は国防上の利益のために秘密保持を要するデータを除き、統計の作成に必要な各関係行政機関保有データ並びに自己の活動、財務状況、及び義務に関するデータを提供する義務を負う。</u></p>	<p>第3条（ノルウェー統計局の義務及び活動）  2項（行政データ処理システム）  (1) <u>ノルウェー統計局は、国家行政機関及び全国の地方機関の行政データ処理システムを、官庁統計の基礎として利用する権利を有する。</u>  (2) 国家機関又は全国の地方機関が主な行政データ処理システムを設置し又は修正するときは、あらかじめノルウェー統計局にその旨を通知しなければならない。ノルウェー統計局は、追加的情報を求めることができる。ノルウェー統計局はまた、統計に対する配慮の保証として、データ処理システムの設計方法について提案を行うことができる。</p>

(参考) 日本
統計法
<p>第29条（協力の要請）  (1) 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、<u>その提供を求めることができる。</u>この場合において、行政記録の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。</p>

## ○行政記録の活用例

- ◇ カナダ
  - ・ 「労働・所得動態調査(パネル調査)」では、所得関係のデータは回答者の承諾の下に報告徴収に代えて課税データを利用。
  - ・ 「貯蓄調査」では、回答者の承諾の下に報告徴収に代えて課税データを利用(申告者のうち約85%分が課税データ)。
  - ・ 「月次製造業調査」では、サンプル対象の一部(約25%分)について、統計モデルを使用し物品サービス税ファイルから出荷データを作成。
  - ・ 「雇用所得及び勤務時間に関する調査」は、カナダ歳入庁から提供された給料支払簿調査結果と給与控除の行政記録から作成。
  - ・ 「地域別所得調査」は、カナダ歳入庁から提供されたデータから作成。
- ◇ フランス
  - ・ 月次及び四半期の雇用者数の統計は、社会保障に関する行政記録(労働異動申告Declaration mensuelles de mouvements de main-d'oeuvre)に基づいて作成。
  - ・ 産業別の給与統計は、年次社会保障申告(Declaration annuelle de donnees sociaux)に基づいて作成。
- ◇ ドイツ
  - ・ 統計目的のためのビジネスレジスターを企業調査フレームとして使って、様々な企業統計(例えば製造業、貿易、サービス部門等)を作成。
  - ・ 統計目的のためのビジネスレジスターは特に金融及び社会保障当局のデータ(それぞれ売上高及び雇用者)によって更新。
  - ・ 金融及び社会保障当局の月次データは、サービス産業(欧州共同体標準産業分類(NACE)のIとK)における短期統計や手工芸統計に利用。その他の産業(貿易)への利用は現在テスト中。
- ◇ オーストラリア
  - ・ 「年次産業統計」は、税務データなどを基に作成した統計用ビジネスレジスターから作成。
  - ・ 「月次小売業調査」は、事業活動申告により標本設計を行うことにより、標本数を30%削減。
  - ・ 税務情報などの行政記録を統計作成に活用することにより、過去10年間で調査への回答負担が約40%縮減。

## ◇ ニュージーランド

### ・ 選定フレーム

1. ビジネスレジスター。ニュージーランド統計局ビジネスフレームは、政府部局（Department）による全経済調査を支える。フレームは、歳入局（IRD）の税務ベースのデータソース及び企業局（経済開発省の部局）の企業登録データの多くを利用して維持されている。
2. 地理的フレーム。地理的フレームは、国以下のレベルで作成されたアウトプットに対して地域コードを割り当てるために使用される。地理的フレームは、土地情報局のデータを利用して維持されている。

### ・ 経済収集

全ての経済調査はニュージーランド統計局ビジネスフレームに基づく。経済調査は、また、税システムをソースとして、つまり、ST（付加価値税）申告又はEMS（給与税）申告のどちらか、又はその両方の行政データを層化抽出して利用する。

加えて、以下の調査では直接収集の代わりに行政データを利用。

1. 年次財政統計。約250,000企業をカバーする年次企業調査（AES）は、直接調査と、中小企業については歳入局（IRD）の年次税データによる補足の両方によって編さんされる。
2. 保険産業（日本の年金と同様の政府所管の退職保険）のある部分が政府保険局（経済開発省の部局）からのデータによる。  
一方、中央政府行政（Central Government Administration）は、国庫局のデータを利用して年次企業調査の中で編さんされている。
3. 年次以下の財政統計。税データは、卸売・小売及び製造業の測定に広く利用されている。  
データは、財及びサービス税の申告書（日本の消費税に相当する付加価値税）がソースである。
4. 海外商品貿易。税関局のデータは、商品の輸出入の計算の唯一のインプットとして利用されている。
5. 税関局のデータは、アルコール及びタバコ消費統計の編纂にも利用されている。
6. 建築許可に関する地元自治体のデータは毎月、ニュージーランド統計局に送付され、建築活動に関する指標として公表される。データは四半期毎建築活動調査（QBAS）の標本選定にも利用されている。
7. （ニュージーランドでEMSとして知られている）月次給与税支払に関するデータは、雇用者－被雇用者連結データベース（LEED）の中でニュージーランド統計局が利用している。
8. 給与税（EMS）データは、教育省及び社会開発省それぞれからの高等教育学生の借り入れ及び在籍者数に関する情報と結合される。
9. 農業調査及び農業センサスは、農林省（MAF）の林業（National Exotic Forestry Description（NEFD））調査データを利用して利用している。

### ・ 社会収集

1. 出生及び死亡統計は、国内局の出生及び死亡登録から作成
2. 移民統計は、出入国カード及び関税局の日々の電子データから作成
3. 中絶統計は、中絶諮問委員会の中絶申告書のフォームから作成
4. 婚姻及び同性婚統計は、国内局の婚姻及び同性婚登録から作成
5. 離婚統計は、家庭裁判所の婚姻破棄の申告書から作成

### ・ その他の利用

ニュージーランド統計局は、（マイクロデータリサーチに利用される会社レベルのデータセットである）長期ビジネスデータベースのプロトタイプを構築するため、行政ソース及び統計調査からの総合的で長期的なビジネス関連データを保有する。

行政データは以下のものを含む：歳入局の税データ、その他政府機関のデータ（税関局の海外商品貿易データ、科学技術研究基金の政府援助データ、ニュージーランド貿易及び企業等）